

国産材製材協会における製材品の自主的な品質基準

国産材製材協会

私達は無垢の良さを最大限に生かしながら、集成材のすぐれた精度と品質に近づけた製材品をつくることに努力しています。当協会では、ユーザーの方々に安心してご使用いただける製材品として、日本農林規格をベースにした品質基準を下記のように取り決めました。今後とも無垢材の良さを最大限に活用していただきますようお願いする次第です。

なお、当協会では、平成21年10月1日から施行になる「特定住宅瑕疵担保履行法」に鑑み、主要構造用製材について、明確な品質基準を設定し、平成21年1月から受注にお応えしますので、ここに公表させていただきます。

平成20年8月8日公表

主要構造用製材の品質基準

1. 対象とする構造用製材は、すぎ、ひのきで『管柱、通し柱、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、間柱、筋かい』に用いるものとする。
2. 木口寸法が『90×90mm以上の構造用製材』については、『機械等級区分』とする。
3. 機械等級区分の等級と曲げ性能は、
 すぎ材：等級E50以上 <曲げヤング係数：(3.9~5.9GPa未満) 以上>
 ひのき材：等級E70以上 <曲げヤング係数：(5.9~7.8GPa未満) 以上>

4. 製材種と含水率並びに寸法差の基準

(単位：含水率は表示値以下で%、寸法は仕上材でmm)

樹種	すぎ			ひのき			
	柱角	土台角	平角	柱角	土台角	平角	
寸法	105,120		材幅：左同 材せい：240以下	105,120,135		材幅：左同 材せい：270以下	
含水率	SD20	SD20	SD20	SD20	SD20	SD20	
寸法差	+側	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0
	-側	0	0	0	0	0	0

※上記以外のサイズについては、別途、ご要望の基準にお応えします。

5. その他の品質については、建築基準施行令 第3章 第3節 第41条(木材)に定める『構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点のないものでなければならない。』を適用する。
6. とどまつ、からまつ製材品の品質基準については、目下、検討中でございます。

以上